

○岩手県警察本部長が所管する出資法人の情報公開に関する要綱

(平成13年岩手県警察本部告示第1号)

[沿革] 平成14年10月第1号、15年4月第1号、16年3月第1号、19年10月第1号、20年11月第1号、23年1月第1号、24年7月第1号、30年11月第3号改正

岩手県警察本部長が所管する出資法人の情報公開に関する要綱を次のように定め、平成13年10月1日から施行する。

岩手県警察本部長が所管する出資法人の情報公開に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第41条第2項の規定に基づき、岩手県警察本部長（以下「本部長」という。）が所管する出資法人の保有する情報の開示及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施団体 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターをいう。
- (2) 文書等 実施団体の役職員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第170条第1項に規定する評議員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施団体の役職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(責務)

第3 実施団体は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、条例の目的にのっとりその保有する情報の公開に努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

2 この要綱の定めるところにより文書等の開示の申し出をしようとする者は、条例の目的にのっとりこの制度の適正な利用に努めなければならない。

(開示の申出ができるもの)

第4 次に掲げるものは、実施団体に対し、文書等の開示を申し出ることができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者及び県内の学校に在学する者

(開示申出の手続)

第5 前条の規定に基づく開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項及び文書等の名称その他の開示申出に係る文書等を特定するに足りる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を本部長を経由して実施団体に提出してしなければならない。

- (1) 第4第1号に掲げる者 その者の氏名及び住所又は居所
- (2) 第4第2号に掲げるもの そのものの氏名又は名称及び事務所又は事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (3) 第4第3号に掲げる者 その者の氏名及び住所又は居所並びに勤務する事務所若しくは事業所又は在学する学校の名称及び所在地

2 実施団体は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施団体は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（文書等の開示義務）

第6 実施団体は、開示申出があつたときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。

- (1) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び条例に基づく地方公共団体の規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）の規定により公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第7第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が当該開示申出に係る実施団体の役職員及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該役職員及び当該公務員等の職並びに当該職務遂行の内容に係る部分
(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施団体の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(5) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(6) 当該開示申出に係る実施団体、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（部分開示）

第7 実施団体は、開示申出に係る文書等の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示申出に係る文書等に第6第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第8 実施団体は、開示申出に係る文書等に非開示情報（第6第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書等を開示することができる。

（文書等の存否に関する情報）

第9 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施団体は、当該文書等の存否を明らかにし

ないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第10 実施団体は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施団体は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(第9の規定に基づき開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11 第10各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第5第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施団体は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施団体は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第11の規定にかかわらず、実施団体は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施団体は、第11第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13 開示申出に係る文書等に当該開示申出に係る実施団体、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施団体は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6第2号イ又は第6第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている文書等を第8の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施団体は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施団体は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第14 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、実施団体は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき文書等の開示を受ける者は、別に定めるところにより、当該開示決定をした実施団体に対し、その求める開示の実施の方法その他の別に定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第10第1項に規定する通知があつた日から起算して30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき文書等の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施団体に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令による開示の実施との調整)

第15 実施団体は、法令の規定により、何人にも開示申出に係る文書等が第14第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(異議の申出等)

第16 開示決定等について不服のある者は、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、実施団体に対し異議の申出をすることができる。この場合において、当該異議の申出は、本部長を経由してしなければならない。

2 前項の異議の申出は、書面を提出してしなければならない。

3 実施団体は、第1項の異議の申出があつたときは、本部長の意見を聴いて、当該異議の申出に回答しなければならない。

(本部長の意見の聴取等)

第17 本部長は、第16第3項の意見を述べるために必要があると認めるときは、第16第1

項の異議の申出をした者、当該異議の申出に係る実施団体の役職員その他の関係者に対し質問を發し、又は意見の陳述、必要な書類の提出若しくは説明を求めることができる。
(費用負担)

第18 開示申出を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施団体が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示申出を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、別に定める開示の実施の方法ごとに実施団体が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(文書等の管理)

第19 実施団体は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理しなければならない。

2 実施団体は、文書等の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書等の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

(開示申出をしようとする者に対する情報の提供等)

第20 実施団体は、開示申出をしようとする者が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、実施団体の保有する文書等の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第21 本部長は、毎年度、実施団体における文書等の開示についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(情報の提供に関する施策の推進)

第22 実施団体は、文書等の開示と併せて、実施団体の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施団体の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

(実施団体への指導等)

第23 本部長は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、実施団体に対し指導又は助言を行うことができる。

(適用除外)

第24 平成13年10月1日前に決裁その他これに準ずる手続が終了した文書等については、この要綱の規定は、適用しない。

(補則)

第25 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施団体が別に定める。